

【令和5年度からの第三子保育料無料化事業の変更について】

〈日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表〉

階層	区 分		徴収金基準額（月額）		兄弟等の同時入園による軽減 同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料	
	定 義	3歳未満児				
		標準時間	短時間	0	0	
A	生活保護法による非課税世帯		0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	市町村民税課税世帯所得割48,600円未満	ひとり親家庭等の世帯	5,000	4,750	同時に入園している児童のうち、入園順位2番目の児童の徴収金基準額	0円
		その他の世帯	11,000	10,500		左記金額の1/2
D1	48,600円以上61,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	6,750	6,500		0円
		その他の世帯	13,500	13,000		左記金額の1/2
D2	61,000円以上73,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	8,250	8,000		0円
		その他の世帯	16,500	16,000		左記金額の1/2
D3-1	73,000円以上77,101円未満	ひとり親家庭等の世帯	9,000	8,750		0円
		その他の世帯	20,500	20,000		同時に入園している児童のうち、入園順位3番目以降の児童の徴収金基準額
D3-2	77,101円以上85,000円未満	20,500	20,000	左記金額の1/2		
D4	85,000円以上97,000円未満	24,500	24,000			
D5	97,000円以上109,000円未満	31,000	30,000			
D6	109,000円以上133,000円未満	37,000	36,000			
D7	133,000円以上169,000円未満	43,000	42,000			
D8	169,000円以上213,000円未満	49,000	48,000			
D9	213,000円以上301,000円未満	54,500	53,000			
D10	301,000円以上397,000円未満	57,500	56,000			
D11	397,000円以上	59,500	58,000			

〈兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減〉

※市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長者から順に2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料となります。

※B階層に該当し、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長者から順に2人目以降の場合は無料となります。

※市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、1人目は表のとおり、2人目以降は無料となります。

〔ひとり親家庭等の世帯〕……母子父子家庭世帯（祖父母等との同居除く）、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

○第三子保育料無料化等事業について

令和4年度は、18歳未満の児童が3人以上いる場合、その年度の初日において3人目以降の3歳未満児の保育料は、日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表のB階層からD4階層までに属する世帯の児童及びD5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が1番目の児童については無料としております。D5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が2番目以降の児童及びD10・D11階層に属する世帯の児童については、兄弟等入園による軽減後の額の2分の1の額としております。令和5年度以降については、本事業の継続は未定ですであらかじめご了承ください。

（令和4年度）

例1	年長（1番目）	年中（2番目）	1歳児クラス（3番目）	無料
例2	小学生（1番目）	年長（2番目）	2歳児クラス（3番目）	階層による （無料or 1/4）
例3	小学生（1番目）	小学生（2番目）	1歳児クラス（3番目）	階層による （無料or 1/2）

既存の制度では、家庭によっては、進級により例1から例2になり、第3子の保育料が無料から有料になる事例がありました。

（令和5年度より）

令和5年度4月より18歳未満の児童が3人以上いる場合、第3子以降は全て無料となります。